

山梨労働局ホームページの充実

・局のホームページにトップページからのアクセスを整えて、情報閲覧を行いやすくし、支援内容、協議会、セミナー等の各種情報を掲載。

https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/newpage_00487.html

産業雇用安定助成金制度の周知

・雇用調整助成金の支給決定通知書を事業所に対して送付する際に、産業雇用安定助成金制度のリーフレットを同封して周知を実施

事業所への出向意向の確認と制度説明

・甲府所に担当求人支援員を配置し、窓口で雇用調整助成金を利用している事業所を中心に出向支援事業の周知・強化に努めている。今後は、HW主催の会議等を利用した周知・説明を行う予定。

在籍型出向活用のオンラインセミナーへの協力

- ・在籍型出向活用のオンラインセミナー（山梨県主催、労働局共催）の開催について、雇用調整助成金の支給決定通知書発送時にリーフレット同封のうえ、セミナー参加勧奨。
- ・セミナー当日の産業雇用安定助成金制度説明のために講師派遣。

1 産業雇用安定助成金 出向計画受理状況

令和3年2月5日(制度創設日)～令和4年1月31日現在実績

- 産業雇用安定助成金の出向計画受理件数のうち、労働者ベースは18人。
- 企業規模別にみると、中小企業⇒中小企業が8人、大企業⇒中小企業が10人。
- 業種別にみると、出向元は運輸業（1人）小売業（1人）宿泊業（6人）製造業（10人）、出向先は娯楽業（1人）宿泊業（6人）飲食サービス業（1人）製造業（10人）である。出向成立の最多は製造業⇒製造業（10人）で、異業種への出向は2人（11.1%）である。

計画届受理状況		
出向労働者数	出向元事業所数	出向先事業所数
18人	4事業所	5事業所

企業規模別		
出向元 \ 出向先	大企業	中小企業
大企業	0人	0人
中小企業	10人	8人

業種別				
出向元		出向先	人数	割合
E製造業		E製造業	10	56%
H運輸業, 郵便業		M宿泊業, 飲食サービス業	7	39%
M宿泊業, 飲食サービス業		N生活関連サービス, 娯楽業	1	6%
I卸売業, 小売業		合計	18	100%

2 産業雇用安定助成金 支給実績

令和3年2月5日(制度創設日)～令和4年1月31日現在実績

- 産業雇用安定助成金の支給申請受理件数は6件で、そのうち支給決定件数は4件である。
- 支給決定金額は、出向元：748,500円、出向先：0円、計：748,500円
- 支給申請頻度は、出向計画届5件のうち1か月毎が3件、3か月毎が1件、4か月毎が1件(支給申請頻度は1か月毎から6か月毎まで選択が可能)

○支給申請受理及び支給決定の状況

支給申請書 受理件数 (件)	支給決定 件数 (件)	支給決定金額(円)		
		出向元	出向先	計
6	4	748,500	0	748,500

3 産業雇用安定助成金の制度改革について

○令和3年8月1日付けで改正された主な内容

(1)助成金の対象となる「出向」について

【通常】

出向元事業主と出向先事業主が、資本的・経済的・組織的関連性等などからみて独立性が認められる事業主間で行う出向が対象。

【特例】

出向元事業主と出向先事業主が、資本的・経済的・組織的関連性等などからみて独立性が認められない事業主間で行う出向(*)も対象となる。ただし、次の要件を満たすことが必要。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために行われる出向
- ②通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向
- ③令和3年8月1日以降に新たに開始した出向

* (例) ・ 子会社間の出向(両者の親会社から出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合に限る)
・ 代表取締役が同一人物である企業間の出向
・ 親会社と子会社間の出向 など

(2)助成率・助成額について

【独立性が認められる事業主間の出向の場合】

○出向運営経費(賃金・教育訓練、労務管理など、出向中に要する経費)

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額(出向元・出向先の計)	12,000円/日	

○出向初期経費(就業規則・備品の整備など、出向の成立に要した経費)

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額(※)	各5万円/1人当たり(定額)	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性要件が一定程度悪化した企業である場合。出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合は、助成率が加算される。

【独立性が認められない事業主間の出向の場合】

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額(出向元・出向先の計)	12,000円/日	

※「出向初期経費」は支給対象外

【通常】

【特例】